

# 史跡纏向遺跡交流館（仮称）基本計画策定支援業務仕様書

## 1. 業務の趣旨

纏向遺跡は古墳時代の幕開けを告げる遺跡であるとともに、ヤマト王権成立の地としてわが国における古代国家の形成過程を探る上で極めて重要な遺跡である。この纏向遺跡に関する調査・研究を推進し、「古代国家成立の地」のフィールドミュージアムとして周辺の景観や環境の保全を検討するとともに、見学者や地元住民が纏向遺跡をわかりやすく、楽しく学べるように、史跡纏向遺跡（太田地区）には史跡整備、その隣接地にはガイドンス機能を有した拠点施設「史跡纏向遺跡交流館（仮称）」の設置を計画している。

史跡隣接地に建設予定の拠点施設には、纏向遺跡のガイドンス機能や学習機能、纏向学研究センター機能、史跡管理機能などを備えたものを想定している。そこで、本業務は、現況把握や課題の整理を行い、ガイドンス施設の規模や役割、機能などを検討するなど、ガイドンス建設に向けた基本計画の策定支援を行うことを目的とする。

なお、本業務は、平成28年3月に策定した「史跡 纏向遺跡・史跡 纏向古墳群 保存活用計画」に基づくものであり、これまでの検討内容や方針を引き継いだ上で、周辺整備計画の立案も並行しつつ行うもので、それぞれの内容の整合性と事業のすみ分けを考慮しながら実施することとする。

業務の実施に当たっては、高度な技術・知識、実績に基づく豊かな経験等が求められるところであり、プロポーザルにより最も優れた業者を選定することとする。

## 2. 史跡纏向遺跡交流館（仮称）の計画概要

### （1）建設予定地

- ・地名地番 奈良県桜井市大字辻28-1番地、28-2番地、29-1番地
- ・敷地面積 約2,000㎡
  - \* ガイドンスの建築及び駐車場及び緑地帯を含む
  - 建築面積 約1000㎡程度を想定
- ・都市計画区域 市街化調整区域
- ・景観計画 桜井市景観計画区域
- ・想定地質 今後、当該用地における地質調査を実施する予定

### （2）想定されうる施設の内容（面積はいずれも平成29年時の計画の案）

- ・施設面積 延べ面積 約1800㎡
- ・想定される施設の用途
  - ガイドンス・交流機能  
（ガイドンス室、研修・体験学習室、遺跡見学の展望施設など）
  - 纏向学研究センター機能（調査研究機能）  
（遺物収蔵庫、整理作業室、事務室、会議室、書庫、倉庫、更衣室など）

## 管理運営機能

(管理運営事務室、トイレ、廊下・階段など共用部分)

- ・構造 「文化財公開施設の計画に関する指針」(平成7年、文化庁)に応じた内容で、関係法令に準拠したものとすること。

\*策定する基本計画に則して施設内容の面積や機能の詳細は決定する。

### (3) 参考資料

- ・『史跡 纏向遺跡・史跡 纏向古墳群 ー保存活用計画書ー』(市ホームページ参照)

## 3. 委託業務の内容

次に挙げる業務を予定しており、個々の内容に応じて要求される企画提案や業務を遂行すること。

### (1) 基本計画の策定支援

纏向遺跡ガイドンス施設整備基本計画を策定するための支援を行うものである。

業務の履行に際しては、文化財課と十分な協議を行い、必要に応じて、庁内会議及び専門家会議の意見を反映することとする。

なお、計画に掲載する項目は以下のものを予定している。

- ・纏向遺跡の価値の整理
- ・桜井市内における類似展示施設の現状と課題
- ・太田地区における史跡公園及びガイドンス整備の基本方針
- ・建設予定地の法的条件等の諸条件の整理
- ・ガイドンス施設建設の基本方針
- ・必要となる機能と諸室の構成
- ・展示の基本方針
- ・施設の管理運営方針など

上記の項目に対し、類例などを踏まえた助言、内容整理、検討資料作成、関連資料収集等を行い、計画案の策定支援を行う。必要とする具体的な図面等は以下の通りである。

### (2) ガイドンス施設の基本計画図の作成

- ・上記計画案に基づき史跡纏向遺跡交流館(仮称)とその周辺部分の基本的な設計(ユニバーサルデザインや耐震、地下の埋蔵文化財に配慮した内容で複数案を作成すること。また施設への木材の活用方法についても検討すること。)

※作成する図面：基本平面図、基本立面図、透視図、史跡公園を含む太田地区の基本敷地計画図等

(3) 上記の設計に関わる作業(基本設計・実施設計額及び建設工事費、太田地区における必要な造成工事等の概算の算出、工期の検討、関係法令等に基づく関係各課との協議、業務管理を含む打合せ記録簿の作成など)

### (4) 「纏向遺跡保存管理・整備活用計画策定委員会」の運営支援

- ・業務期間内に2回程度の実施を予定。資料の作成、意見取りまとめ、議事録の作成など。

#### 4. 業務報告書の作成

3のそれぞれの業務に基づく検討内容などについて報告書をまとめること。

#### 5. 成果品

(1) 本業務において納入する成果品は次のとおりとする。

- ① 基本計画・設計にかかる成果 2部
- ② ガイダンスの基本設計にかかる成果 2部
- ③ ①②のオリジナルデータ（電子記憶媒体：DVD等） 1部
- ④ ①②の印刷用データ（データ形式：Word又はai及びPDF 電子記憶媒体：DVD等） 1部

(2) 成果品はカラー刷りで原則A4縦版、A3横左綴じとする。なお、疑義が生じた場合には、監督課と協議の上決定するものとする。

(3) このほかに桜井市教育委員会が指示する資料。

(4) その他

受注者は、契約期間中、桜井市教育委員会の求めに応じ、中間報告書、データ等を適宜提出することとする。なお、上記成果品の引き渡し後において、受託者の責に帰すべき誤りが発見された場合、受託者は自己の責任において速やかに訂正を行うこと。また、提出物に係る権利などは、原則として全て発注者に帰属するものとする。

#### 6. その他

(1) 機密の遵守

受注者は、本業務中に知り得た事項及び成果物一切について、桜井市教育委員会の許可なく他に公表または貸与してはならない。

(2) 資料の提供、貸与等

受注者は、本業務遂行上で必要な場合、桜井市教育委員会に対して資料の貸与を受けることができるものとする。ただし、借用書を提出のうえ貸与を受けるとし、業務の完了後は、速やかに返却しなければならない。

(3) 調整・協議

本業務の実施にあたっては、市担当職員及び関係機関と適宜協議を行うなど、十分に調整して臨むこと。

(4) その他

本仕様書に明記していない事項で、本業務の実施において必要と認められる事項については市担当職員と協議の上、受託者の責任において実施すること。

#### 7. 問い合わせ先

〒633-0001 奈良県桜井市大字三輪 686 芝運動公園内

桜井市教育委員会文化財課 調査研究係

電話番号 0744-45-0590 F A X 番号 0744-45-0590 E-mail bunka@city.sakurai.lg.jp